

豪雨・台風災害対策の実施について  
(緊急応急工事の要請について)

令和4年3月

近畿中国森林管理局

治山課

## 緊急応急工事とは？

多発する豪雨や台風による山地災害に迅速に対応し、被害拡大や二次災害の発生を防止するために実施する緊急的な応急工事

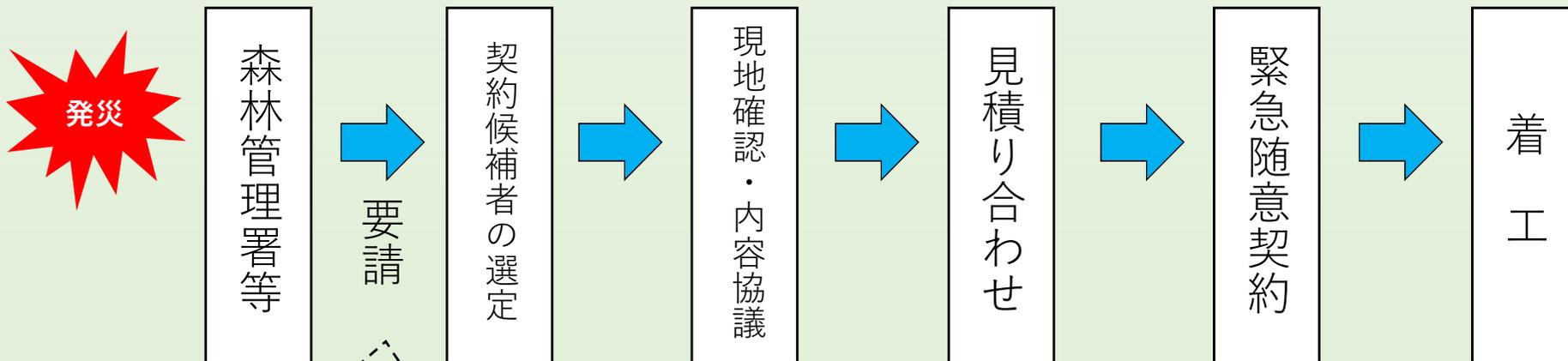
## 要請対象者

事前に公募を行い、**緊急応急工事要請対象者名簿**を公表（令和3・4年度分）。（局管内における令和3・4年度競争参加有資格者、過去15年の間に森林土木工事を実施した実績を有する者等が該当）

## 工事の内容

二次災害の防止又は保全対象への支障に対処するために行う工事（大型土のう積工、流出・崩壊した土砂の撤去、流木の除去、施設の応急補強、林道等の仮復旧、土石流安全対策工等の対策、それらの施工に係る仮設工）

### 事業者の選定から工事着手までのイメージ



※ア又はイが緊急応急工事の実施予定箇所から直線距離にして最も近い者から順に要請  
ア 本店、支店又は営業所の所在地  
イ 契約履行中の工事箇所

※要請に応じていただけなかった場合は、次に近い者に要請を行う。

※緊急応急工事を受注した場合、当該工事が完了した年度の翌年度から2年間、森林土木工事の総合評価落札方式における評価項目「企業の信頼性・地域への貢献」の加点対象となる。

[ホーム](#) > [申請・お問い合わせ](#) > [公売・入札情報](#) > [入札情報](#) > [令和3・4年度緊急応急工事要請対象者（二次公募後）について](#)

※ [ホーム](#) > [報道・広報](#) > [災害関連情報](#) > [緊急応急工事関連情報](#) からアクセス可能

## 令和3・4年度緊急応急工事要請対象者（二次公募後）について

令和3年10月1日  
近畿中国森林管理局長

近畿中国森林管理局では、山地災害発生時の被害の拡大や二次災害の発生を防止する観点から、管内の国有林において緊急的な応急工事（以下「緊急応急工事」という。）を実施する必要がある場合に迅速な対応を可能とするため、緊急応急工事の要請対象者をあらかじめ公募の上選定しています。

今回、台風接近や前線停滞の影響による大雨に伴い、山地災害が各地で発生していること等を踏まえ、山地災害発生時における迅速な対応の円滑化を図るため、令和3・4年度に係る緊急応急工事の要請対象者を追加公募し、下記のとおり選定したのでお知らせします。

記

### 1 令和3・4年度緊急応急工事要請対象者

[令和3・4年度緊急応急工事要請対象者名簿\(PDF：399KB\)](#)

### 2 緊急応急工事を実施する際の提出様式

[様式3及び別紙\(WORD：27KB\)](#)

### お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策」をご覧ください。

### お問合せ先

#### 計画保全部 治山課

担当者：災害対策分析官

ダイヤルイン：050-3160-6761

FAX番号：06-6355-2758

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。  
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



令和3・4年度緊急応急工事要請対象者名簿

No.	商号又は名称(支店又は営業所)	住 所	代表者氏名	備 考
1	株式会社山崎組	石川県白山市尾添イ55番地	山崎 貴文	
2	竹腰永井建設株式会社	石川県白山市白峰二164番地1	小田 徹	
3	株式会社風組	石川県白山市白峰ハ15番地1	風 尚樹	
4	株式会社慶伊組	石川県白山市木滑ト16番地	谷端 正宗	二次公募分
5	大北久保建設株式会社	福井県勝山市栄町2丁目7番6号	和田 耕三	二次公募分
6	株式会社山内建設	福井県大野市月美町5番19号	山内 勝司	
7	株式会社木原	福井県越前市大虫町第7号2番地	山本 達雄	
8	八峯建設株式会社	福井県大飯郡おおい町名田庄久坂3-80-1	菅原 浩	
9	別府建設株式会社	三重県四日市市小林町3018-10	谷垣 武志	
10	株式会社塩谷組	三重県北牟婁郡紀北町相賀299-1	村田 和隆	
11	株式会社幸組	三重県北牟婁郡紀北町引本浦881	尾崎 好紀	
12	株式会社岡本組	三重県北牟婁郡紀北町上里45-2	岡本 一彦	二次公募分
13	株式会社宇城組	三重県熊野市五郷町寺谷746番地の4	宇城 哲也	二次公募分
14	森本建設株式会社	滋賀県高島市マキノ町浦34番地	谷口 純江	
15	株式会社目片工務店	滋賀県大津市北大路1丁目7番15号	佐々木 博樹	二次公募分
16	株式会社三希土木	滋賀県東近江市紅葉尾町1239	高鍋 明裕	二次公募分
	(広島営業所)	広島県三次市栗屋町2479-5		
17	株式会社今井組	京都府京都市北区上賀茂朝露ヶ原町15番地	今井 靖一	
18	株式会社野村造園土木	京都府京都市右京区嵯峨大沢柳井手町26番地の6	野村 美紀	二次公募分
19	岡本設備株式会社	大阪府和泉市北田中町348-1	岡本 佳朗	二次公募分
20	株本建設工業株式会社	兵庫県美方郡新温泉町芦屋338-1	株本 寛	
	(豊岡支店)	兵庫県豊岡市若松町6番43号		
	(香美営業所)	兵庫県美方郡香美町村岡区鹿田106番地の1		
21	株式会社松本工務店	兵庫県宍粟市波賀町上野190番地1	松本 貞人	
22	福建工業株式会社	奈良県吉野郡天川村栢尾377番地	福本 由起子	二次公募分
23	山一建設株式会社	奈良県吉野郡十津川村大字出谷229番地	口地 一二三	
24	太田建設株式会社	奈良県吉野郡十津川村小原315-2	太田 知一	
25	株式会社松尾組	奈良県吉野郡十津川村平谷241番地1	千葉 直美	二次公募分
26	紀伊建設株式会社	和歌山県伊都郡九度山町中古沢299番地	長田 友恵	二次公募分
27	株式会社前坂工務店	和歌山県伊都郡高野町高野山20-77	前坂 隆明	二次公募分
28	株式会社長田組	和歌山県御坊市島65番地	長田 道典	二次公募分
29	株式会社泉組	和歌山県田辺市本宮町伏拝942番地の1	泉 巖	
30	株式会社深瀬組	和歌山県田辺市龍神村東418-1	五味 美波	
31	株式会社共栄建設工業	和歌山県田辺市龍神村甲斐ノ川1120	小川 裕也	二次公募分
32	株式会社松原組	和歌山県新宮市浮島5番28号	松原 重充	二次公募分
33	株式会社藤原組	鳥取県鳥取市千代水1丁目17番地	藤原 正	
34	株式会社井木組	鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕2000番地1	井木 敏晴	
35	サワタ建設株式会社	鳥取県日野郡日南町丸山340-1	澤田 信介	
36	内田建設株式会社	島根県鹿足郡津和野町枕瀬545-1	内田 勝久	
37	漆谷建設株式会社	島根県邑智郡美郷町潮村278-1	漆谷 傳	
38	高橋建設株式会社	島根県益田市遠田町3815番地1	高橋 宏聡	二次公募分
39	開盛建設株式会社	島根県鹿足郡吉賀町大野原508番地	村上 英司	二次公募分
40	森安建設株式会社	岡山県勝田郡奈義町柿4番地の1	川村 祐三	
41	杉岡建設株式会社	岡山県新見市新見368番地の4	杉岡 裕男	
42	株式会社佐々木組	岡山県新見市上市1149-1	佐々木 秀臣	
43	株式会社大成和	富山県氷見市阿尾650番地4	干場 正経	二次公募分
	(広島支店)	広島県東広島市高屋町小谷5226-1		
44	児玉建設株式会社	広島県神石郡神石高原町小島2258	児玉 量	
45	沼田建設株式会社	広島県広島市安佐北区可部3丁目3番30号	沼田 聖	
46	廣濱建設株式会社	広島県山県郡安芸太田町大字下筒賀1522-1	米田 祐司	二次公募分
47	株式会社斉藤組	広島県山県郡安芸太田町大字戸河内360	斉藤 哲也	二次公募分
48	株式会社日浦組	広島県廿日市市津田1029番地	日浦 清司	二次公募分
49	株式会社ミヤベ	山口県岩国市元町1丁目8番10号	宮部 智之	
50	株式会社井原組	山口県山口市徳地堀1981番地4	井原 昌二	
51	徳林工業株式会社	山口県山口市徳地堀1680番地1	林 茂生	二次公募分

- 注1) 本名簿は、近畿中国森林管理局管内の国有林において緊急的な応急工事(以下「緊急応急工事」という。)を実施する必要がある場合に迅速な対応を可能とするため、緊急応急工事の要請対象者をあらかじめ公募の上選定したものである。
- 2) 緊急応急工事の実施が必要な場合は、本名簿に記載された要請対象者の中から契約相手方を選定することとなることから、本名簿への登録をもって緊急応急工事の契約が約束されるものではない。
- 3) 本名簿の有効期限は、令和5年3月31日とする。
- 4) 本名簿に係るその他の取扱いは、別添「令和3・4年度緊急応急工事要請対象者公募要領」による。

令和3・4年度緊急応急工事要請対象者公募要領

(二次公募)

(※既に緊急応急工事公募者名簿に登載されている者は申込不要)

令和3年9月9日

近畿中国森林管理局

1 趣旨

山地災害発生時の被害の拡大や二次災害の発生を防止する観点から、近畿中国森林管理局管内の国有林において緊急的な応急工事（以下「緊急応急工事」という。）を実施する必要がある場合に迅速な対応を可能とするため、令和3・4年度に係る緊急応急工事の要請対象者を公募し、令和3年3月25日に緊急応急工事公募者名簿を公表したところである（※）。

今回、台風接近や前線停滞の影響による大雨に伴い、山地災害が各地で発生していること等を踏まえ、山地災害発生時における迅速な対応の円滑化を図るため、令和3・4年度に係る緊急応急工事の要請対象者を追加公募するもの。

※令和3・4年度近畿中国森林管理局管内における緊急応急工事公募者名簿について

<http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/nyusatu/attach/pdf/index-17.pdf>

2 要請対象者

今回追加公募する緊急応急工事の要請対象者は、近畿中国森林管理局管内（以下「局管内」という。）における令和3・4年度競争参加有資格者であって、局管内において過去15年の間に森林土木工事を実施した実績を有する者等とし、申込書の提出をもって必要な資格を有することの確認を受けた後、令和3・4年度緊急応急工事要請対象者名簿に登載された者（以下「要請対象者」という。）とする。

要請対象者の資格、公募の手續等の詳細は、下記4から6までのとおり。

3 緊急応急工事の内容

局管内で想定している緊急応急工事は、二次災害の防止又は保全対象への支障に対処するために行う工事であって、次のアからキまでの内容である。

ア 大型土のう積工

イ 流出・崩壊した土砂の撤去

ウ 流木の除去

エ 施設の応急補強

- オ 林道等の仮復旧
- カ 土石流安全対策工等の対策
- キ アからカまでの施工に係る仮設工

#### 4 要請対象者資格

要請対象者は、次の(1)から(8)までの条件をすべて満たすものとする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 近畿中国森林管理局における令和3・4年度競争参加資格の土木一式工事A、B、C、D等級に格付されていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿中国森林管理局長が別に定める手続に基づく競争参加資格の再確認を受けていること。）。)

なお、申込時に令和3・4年度競争参加資格の土木一式工事A、B、C、D等級に格付されていない者は、資格審査の申請を行っている、又は行うことを確約する者であること。

- (3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再確認を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間に元請けとして完成・引渡しを完了した、次に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率20%以上である構成員に限り、当該構成員の実績として認める。）。)

同種工事：次のアからエまでに示す森林土木工事

ア 治山事業における溪間工事又は山腹工事

イ 治山事業における保安林管理道（資材運搬路、基幹作業道を含む。）の開設工事

ウ 林道事業における林道（林業専用道等を含む。）の新設工事又は改良工事

エ 治山施設及び林道施設の災害復旧工事

なお、当該同種工事が、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長（以下「森林管理局長等」という。）が発注したものである場合、林野庁工事成績評定要領（平成10年3月31日付け10林

野管第 31 号林野庁長官通知) 第 4 の 3 に規定する工事成績評定表の評定点 (以下「工事成績評定点」という。) が 65 点未満のものは、実績として認められない。

- (5) 本公募に申し込もうとする者の間に次のアからウの基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他公募の適正さが阻害されると認められる場合

その他、ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (6) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条に基づく土木工事業の許可を受けている本店、支店又は営業所が、局管内に所在すること。

- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (8) 次のアからウまでの規定による届出をしていない建設業者 (建設業法第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、届出の義務がない者を除く。) でないこと。

ア 健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号) 第 48 条の規定による届出

イ 厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) 第 27 条の規定による届出

ウ 雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号) 第 7 条の規定による届出

## 5 要請対象者公募の期間、申込方法等

- (1) 公募の期間

令和 3 年 9 月 9 日から令和 3 年 9 月 22 日まで

- (2) 申込方法

下記 6 の (1) に示す (様式 1) 緊急応急工事要請対象者公募申込書に確認資料を添付の上、(1) の公募の期間内に (3) の提出先へ提出すること。

なお、提出は書留郵便によることとし、(1) の公募の期間内に必着のこと。

- (3) 申込書等の提出先 (照会窓口)

〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋 1-8-75

近畿中国森林管理局計画保全部治山課 災害対策分析官

電話：06-6881-3492

## 6 要請対象者資格の確認等

### (1) 確認資料等

本公募に申し込もうとする者は、上記4に掲げる要請対象者資格を有することを証明する次のアからエまでの確認資料を提出し、要請対象者資格の有無について近畿中国森林管理局による確認を受けなければならない。

確認資料は、(様式1) 緊急応急工事要請対象者公募申込書に添付し、上記4の要請対象者資格の条件をすべて満たすことを誓約した上で提出すること。

なお、提出した確認資料等の内容について、近畿中国森林管理局から問合せ等を行うことがある。

#### ア 競争参加資格

近畿中国森林管理局長から通知された令和3・4年度競争参加資格に係る資格確認通知書の写し、又は資格確認通知書に準ずる書類を添付すること。

なお、(様式1)に令和3・4年度競争参加資格に係る資格確認通知書に記載された登録番号(アルファベット1文字と数字5桁)を記載する場合は、上記書類の添付を省略することができる。

#### イ 同種工事の施工実績(様式2)

上記4の(4)に掲げる資格を有することが確認できる同種工事の施工実績を(様式2)に1件記載すること。

また、(様式2)の記載内容の証明として、①施工実績として記載した工事に係る契約書の写し(工事名、工期、発注機関、契約金額、工事場所、受注者名、社印を有する部分)、及び②同種工事であることが確認できる書類の写し(仕様書、工事数量内訳書等で工種、数量が確認できる部分)を添付すること。なお、当該工事が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」(以下「CORINS」という。)に登録されており、その登録内容から①及び②の内容を確認できる場合は、登録内容確認書(工事实績)の写し(①及び②の内容が確認できる部分のみでよい。)を添付、又は当該工事に係るCORINSの登録番号を(様式2)に記載することをもって、①及び②の添付に代えることができる。

ただし、(様式2)に記載した同種工事が、平成17年10月1日以降に完成、引渡しされた森林管理局長等の発注したものである場合は、工事成績評定通知書の写しを添付すること。

#### ウ 経営の状況等

本店、支店又は営業所の所在が確認できる資料を添付すること。なお、アとして添付する資格確認通知書の写し等をもって確認できる場合は、添付を省略することができる。

また、本店のほかに、局管内に支店又は営業所がある場合には、(様式2)にその支店名又は営業所名と住所を記載するとともに、その所在が確認できる資料を添付すること。

#### エ 社会保険等加入状況

健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による届出(届出の義務がない者を除く。)をしていることが確認できる総合評定値通知書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定するもので、申請日直近のものをいう。)の写し等を添付すること。

#### (2) 要請対象者資格の有無の通知

要請対象者資格の有無は、上記5の(1)の公募の期間終了後、近畿中国森林管理局内に設置する要請対象者選定委員会において確認を行う。

要請対象者選定委員会による確認の結果、要請対象者資格を有すると認められた者は、令和3・4年度緊急応急工事要請対象者名簿(以下「要請対象者名簿」という。)に登載され、その公表をもって通知に代える。

要請対象者名簿は、令和3年10月1日までに近畿中国森林管理局ホームページに公表する。

なお、要請対象者資格を有しないと認められた者に対しては、要請対象者名簿の公表後、要請対象者資格を有しないと認められた理由を付して通知する。

#### (3) 要請対象者資格を有しないと認められた者に対する理由の説明

要請対象者資格を有しないと認められた者は、その理由が付された通知の到着後、次のア及びイに従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

##### ア 書面の提出期限

要請対象者資格を有しないと認められた理由が付された通知が到着した日から7日以内(行政機関の休日を除く。)

なお、提出は書留郵便によることとし、提出期間内に必着のこと。

##### イ 書面の提出先

上記5の(3)に同じ。

#### 7 緊急応急工事の契約相手方の選定方法

要請対象者名簿の公表後、緊急応急工事を実施しようとする局管内の森林管理署長及び森林管理事務所長(以下「局管内の森林管理署長等」という。)は、次の(1)から(4)までの手順に従って契約相手方を選定するものとする。

(1) 要請対象者のうち、次のア又はイの条件が緊急応急工事の実施予定箇所から直線距離にして最も近い者から順に要請を行った上で、緊急応急工事の契約に向けた協議が可能である者（以下「契約候補者」という。）を1者選定する。

ア 本店、支店又は営業所の所在地

イ 局管内の森林管理署長等から受注した森林土木工事のうち、契約履行中の工事箇所

(2) 局管内の森林管理署長等は、契約候補者に対し緊急応急工事対応依頼（電子メール等）により、現地の被害状況及び緊急応急工事の内容を明示して、緊急応急工事の契約に向けた協議を行う。

(3) 局管内の森林管理署長等と契約候補者の間で協議が整った場合は、契約手続に移行し、協議が整わなかった場合は、(1)の手順に戻って再度契約候補者を1者選定する。

(4) 契約候補者は、建設業法に基づく配置予定の主任技術者又は監理技術者について、次のアからキまでに掲げる基準を満たすことが確認できる資料（様式3）を局管内の森林管理署長等に提出する。

ア 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれかに該当する者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者をいう。

(ア) 1級若しくは2級土木施工管理技士の資格を有する者

(イ) 1級又は2級建設機械施工管理技士の資格を有する者

(ウ) 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）又は森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。))の資格を有する者

(エ) 一般社団法人日本森林技術協会の認定する林業技士（森林土木）の資格を有する者

イ 当該緊急応急工事の請負代金が3,500万円以上となる場合、専任の者であること。

なお、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）及び、工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間においては、必ずしも専任の配置は要しない。

また、主任技術者の継続的な技術研鑽の重要性や建設業の働き方改革を推進する観点を踏まえ、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で技術者が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保し、発注者の承認を得た場合は主任技術者の配置は要しない。

ウ 主任技術者が専任を必要とする2件以上の工事を管理する場合、次の(ア)又は(イ)に該当する工事であって、工事現場の相互の間隔が直線距離で10km程度又は移動時間60分程度の近接した場所において施工するものであること。ただし、監理技術者には適用しない。

(ア) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事

- (イ) 施工に当たり相互に調整を要する工事
- エ 監理技術者を必要とする工事にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者をいう。
  - (ア) 平成 16 年 2 月 29 日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
  - (イ) 平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成 16 年 3 月 1 日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。
- オ 建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける特例監理技術者を配置する場合、監理技術者の行うべき職務を補佐する者（監理技術者補佐）として、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者を 2 現場を限度として専任で配置できること。
  - なお、監理技術者補佐の選任に当たっては、監理技術者資格者証の交付を受けている者及び監理技術者講習を受講した者であることは要しない。
  - (ア) 建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者のうち、監理技術者の行うべき職務に係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、次の a 又は b に該当する者
    - a 一級の第一次検定のうち、当該建設工事の種類に応じた検定種目に合格した者（土木一式工事の場合は、一級建設機械施工管理技士補又は一級土木施工管理技士補）
    - b 建設業法第 15 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者
  - (イ) 国土交通大臣が(ア)に掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者
- カ 契約候補者と直接的かつ恒常的な雇用関係（資料提出日以前において 3 か月以上）があること。
- キ 建設業法第 7 条第 2 号、第 15 条第 2 号に規定する本店、営業所等の専任技術者として登録されている者でないこと。

## 8 緊急応急工事の契約手続

局管内の森林管理署長等は、上記 7 の(4)による配置予定技術者の確認後、契約候補者を契約予定相手方として見積り合わせを行い契約を締結する。この場合、国有林野事業工事請負契約約款（平成 7 年 11 月 28 日付け 7 林野管第 161 号林野庁長官通知）に基づく契約とする。

なお、契約候補者が、工事請負指名停止措置要領（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けた場合等、見積り合わせ時に参加資格を失効していた場合は契約締結しないこととする。

#### 9 要請対象者名簿の有効期限

要請対象者名簿は、令和5年3月31日を有効期限とする。

ただし、事情により要請対象者としての登録を取り消す必要が生じた場合は随時受け付けるものとし、当該要請対象者は上記5の(3)の照会窓口に速やかに連絡する。

#### 10 総合評価落札方式における評価加点措置

上記9に掲げる有効期限までの間に緊急応急工事を受注した場合、当該緊急応急工事が完了した年度の翌年度から2年間、局管内の森林管理署長等が発注する森林土木工事の総合評価落札方式における評価項目「企業の信頼性・地域への貢献」の加点対象となる。

#### 11 既登録済要請対象者の取扱い

既に緊急応急工事公募者名簿に登載されている者は、引き続き要請対象者としての登録が有効であるため本公募に申し込む必要はなく、自動的に要請対象者名簿に登載されることとなる。

ただし、要請対象者公募に申し込んだ時点の申込内容から変更が生じている場合は、その内容が確認できる資料を上記5に示す期間内、提出先に提出するものとする。